

平成30年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成30年1月24日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時57分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 田 史 子	委 員	今 野 雅 裕
委 員	星 野 洋		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	長 田 和 義
教 育 支 援 課 長	高 橋 昌 弘	学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄
統 括 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 管 理 係	葉 袋 和 明
---------------------	---------	-----------------	---------

議事日程

議案

日程第1 第1号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第2 第2号議案 平成29年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

協議

1 新宿区教育ビジョン（案）について

報告

1 平成29年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施結果について（中央図書館長）

2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成30年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会します。

本日の会議には、古笛委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

○今野委員 はい。

◎ 第1号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第2号議案 平成29年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

○教育長 それでは、議事に入ります。

日程第1 第1号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について、

日程第2 第2号議案 平成29年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断についてを議題とします。

それでは、第1号議案及び第2号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第1号議案について御説明いたします。

お手元の議案概要のほうをご覧ください。

本案は、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

特別区人事委員会の勧告を受けたことに伴い、幼稚園教育職員の扶養手当を改定するもので、改正内容といたしましては、扶養手当の額を見直し、配偶者に係る額を引き下げ6,000円とし、子に係る額を引き上げ9,000円とするものでございます。

また、配偶者がいない場合に、子に係る額を1人に限り配偶者相当額とする措置を廃止いたします。これに伴い、扶養親族の変動に伴う届け出等に関する規定の整備を行うほか、文言整理を行うものでございます。

なお、平成30年度に限りまして、配偶者に係る額を1万円、子に係る額を7,500円とするなどの特例措置を設けております。

施行期日は、平成30年4月1日からとなっております。

それでは、第1号議案の新旧対照表をご覧ください。

第11条第2項、第3項で支給対象と支給額を規定しておりますが、これを改定し、配偶者

を含む子以外の扶養親族につきましては6,000円、子については9,000円を1人当たりの扶養手当の額とするほか、配偶者がいない場合に子に係る額を1人に限り、配偶者相当額とする措置を廃止いたします。

第11条第4項は、高校生及び大学生相当年齢の子に関する扶養手当の加算について定めておりますが、当該措置の廃止に伴い、配偶者がいない場合の子についても、この加算の対象とするものです。

第12条第1項及び第3項では、扶養親族の変動に伴う届け出や、変動による扶養手当の改定について定めていますが、配偶者がいない場合に子に係る額を1人に限り配偶者相当額とする措置の廃止に伴い、扶養となった届け出を削除するなどの規定の整備を行うものです。

3ページの後半には附則を記載しておりますが、先ほど御説明いたしました施行期日と特例措置を規定しております。

1枚目にお戻りいただきまして、第1号議案の提案理由でございます。

新宿区幼稚園教育職員の扶養手当の改定を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、第2号議案 平成29年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について御説明いたします。

まず、評価の流れについて簡単に御説明いたします。

区が実施する行政評価につきましては、行政内部で実施する内部評価と外部評価委員が実施する外部評価の2つに分かれております。内部評価につきましては、各部とも管理職で構成する経営会議を内部評価委員会として位置づけ、施策と事業の自己評価を行い、区長はその結果について決算特別委員会前に公表をするものでございます。

一方、外部評価につきましては、外部評価委員会が行政内部で行った内部評価の結果に対し、区民の視点から評価をして、区長に報告をいたします。区長は、この内部評価、外部評価それぞれに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会との意見調整後、総合判断を行い公表するものとなっております。

そのため、これまで適宜委員協議会等で皆様にこの総合判断について御議論いただいておりますが、最終的にここで教育委員会としての判断をするというものでございます。

それでは、議案の対象事業の一覧をご覧ください。

今回、対象となっている事業は、こちらの一覧表にございます14事業で、この事業全てが計画事業となっております。事業名及び所管課については、記載のとおりです。

時間の都合もございますので、内容説明につきましては、教育委員会の内部評価に対して、外部評価委員会から「適当でない」との評価のあった事業と、一部原案からの修正を考えております事業について御説明させていただきます。

まず、今回、「適当でない」との評価のあった事業は2事業ございます。1事業目は、3ページの計画事業21、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援でございます。

評価につきましては、適切な目標設定と効果的・効率的な視点で「適当でない」との評価をいただいているところでございます。

それぞれ、今回の外部評価委員の意見に対する教育委員会の対応がございますので、御紹介させていただきます。

まず、1つ目の枠組みの適切な目標設定というところでは、巡回指導・相談体制の充実について支援を必要とする児童・生徒や学校への効果など、より状況が把握できるような指標が必要ではないか。

また、日本語サポート指導について、より事業の効果がわかるように指導法・習熟度の判定等を含めて指標を検討してほしいといった御意見でございました。

それにつきましては、右側の枠の中で、発達障害等のある児童・生徒の課題はさまざまであり、その効果のあらわれ方も一人ひとり異なることから、指標とすることは困難であると考えています。

日本語サポート指導の指標につきましては、児童・生徒の能力に応じた指導方法の工夫・改善を図っていきますという対応としてございます。

また、2つ目の枠の中、効果的・効率的な視点のところでは、日本語サポート指導、児童・生徒の不登校対策とも、従来の施策を展開するだけでなく、手法の工夫が必要ではないかとの御意見に対して、その右側で、日本語サポート指導では、児童・生徒の日本語の能力に応じた効果的・効率的な指導を行っていきます。

不登校対策については、平成30年度に「教育課題モデル校」において研究を行い、不登校出現率の低下や学校復帰率の増加を目指してまいりますとしております。

次に、4ページにございます教育委員会の総合判断でございますが、特別支援教育推進員の増員やまなびの教室の充実に加え、中学校に特別支援教室を開設することにより、発達障害等のある児童・生徒への支援体制を一層強化してまいります。

日本語サポートについては、文部科学省が作成した日本語能力に係る対話型アセスメント(DLA)を使用し、児童・生徒の日本語能力をより正確に把握することで、さらに効果

的・効率的な指導を行っていきます。

不登校対策については、引き続き全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の心の健康保持に努めます。また、平成30年度から、教育課題モデル校において、スクールソーシャルワーカー等の専門人材のより効果的な活用について研究を行い、研究の成果を支援体制に生かすことで、早期の課題解決につなげますとしてございます。

続いて、16ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらは、計画事業88、図書館サービスの充実（区民にやさしい知の拠点）でございませ。評価につきましては、適切な目標設定で「適当でない」との評価をいただいているところでございませ。

外部評価委員会からの意見では、1つ目の枠組みの適切な目標設定のところで、レファレンス件数のみだった目標設定に「来館者数」「図書館資料貸出点数」「ホームページアクセス数」といったわかりやすい指標を追加したことは評価できる。しかし、より一層図書館の取り組みの成果を把握できる指標を設定することが必要ではないか。1冊当たりの貸し出し回数をあらかず蔵書回転率やレファレンスのアンケート結果など、よりアウトカムを意識した目標設定に期待するといった御意見でございませ。

それにつきましては、右側のところで、アウトカムを意識した指標について、計測方法等を含めて検討していきます。なお、第一次実行計画では、休館日の変更による利用機会の拡充や電子書籍等を含む魅力ある情報資源の整備を検討していきます。その目標と達成状況についても、適切な指標を設定していきますとしております。

教育委員会の総合判断でございませが、区立図書館が区民にやさしい知の拠点として、より親しまれ、区民に役立つ図書館となるよう新宿区立図書館基本方針や図書館のサービス計画を踏まえて、引き続き取り組んでいきますとしてございませ。

最後に、現時点で原案から一部修正を考えております事業について、御説明いたします。

12ページにお戻りいただきまして、計画事業28、地域協働学校（コミュニティスクール）の推進でございませ。

外部評価委員会からは、全ての項目で「適当である」との評価をいただいておりますが、1つ目の枠組みの中の総合評価への意見の中で、地域協働学校の取り組み内容やその成果についての周知が不足していると感じる。さらなる周知を図ることにより、地域の理解をより高め、取り組みが活性化していくことを期待するとの御意見をいただいております。

また、これまでも教育委員の皆様方からアピール度の低さなどの御指摘をいただいております。

ましたので、このページの教育委員会の総合判断、ここが一番下の行にございます表現、人材の確保や周知活動等に取り組むことと簡略化している部分の比率を区の総合判断として公表する際は、より具体的な事例を盛り込むなど、一層の理解・向上につながる記述に変更してまいりたいと考えているところでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、第2号議案の提案理由ですが、平成29年度内部評価及び外部評価の実施結果を踏まえた教育委員会の総合判断を行うためでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○教育長 説明が終わりました。

第1号議案について、御意見、御質問があればお願いたします。

○羽原委員 改正の経緯がよくわからないので教えてください。

改正内容は、扶養手当の額を配偶者については1万3,700円から6,000円に引き下げるが、それに対して、特例措置として31年度から35年度まで1万3,000円にすると。つまり5ページ目に書いてあるようなことになるという、そういうことですか。

○教育調整課長 今回の扶養手当の見直しでございますが、現行の配偶者に係る額が1万3,700円でございますが、これを6,000円とするということで、配偶者につきましては、引き下げを行うといったものでございます。ただし、30年度、その1年度に限りまして、その額を1万円に経過措置をするといった内容でございます。

したがって、31年度からは本則である6,000円に金額のほうに改められるといった内容となります。

一方、子に関しましては、現行が6,000円の扶養手当でございますが、これを本則では9,000円に引き上げるといった内容でございますが、ただし、こちらにも経過措置がございます。30年度に限りましては7,500円にとどめるといった内容の改正でございます。

○羽原委員 それでは、5ページ目の配偶者を欠く子どもについてですが、平成30年は1万1,500円、31年から35年は1万3,000円。このかわりがよく理解できなかったのですが。

○教育調整課長 このところにつきましては、実は子についての扶養手当、配偶者がいない、例えば母子家庭や父子家庭といったところにおきましては、配偶者の控除額に第1子、要するに1人目のお子さんだけは相当額、同じ額にしますというのがこれまでの対応でございました。これにつきましては金額がそちらに経過措置の特例として出ているといったことで、1万1,500円というのは、その中の特定期間、これがまたちょっと複雑なんですけど、先ほど高校から大学の期間については、また別の金額の設定をさせていただくといったことがござ

いまして、その金額が1万1,500円という金額になるといった内容のものでございます。

ここの金額だけを見ていきますと、ちょっとわかりづらいんですが、子に係る部分の金額の設定が2通りに分かれています。特例期間と言われるある一定の期間、高校から大学までの相当にある期間の子を扶養している場合には、子の扶養手当に4,000円を加算するという規定がございますので、その期間の子どもさんだけは、通常のお子さんの扶養手当とは違っていると。また、そこのお子さんに対する特例措置もあって、その特例措置の金額などがそこに書かれているといったことで、御理解いただければと思います。

○羽原委員 簡単に言うと、扶養手当の額が下げられるのか、何らかの方法で引き上げが図られるのか、そこがよくわかりません。

○教育調整課長 お子様のうち配偶者がいない、欠配第1子というふうな言い方をしているんですが、配偶者がいない御家庭における第1子の場合、配偶者と同じ金額に設定をしていたものを、今回の改正におきましては、配偶者の金額がそもそもお子様よりも低くなるということがありましたので、そういった対応をやめますということです。

したがって、これまでプラスで配偶者と同じ高い金額に設定していたものを、子の扶養手当9,000円に引き上げられますので、そこに全部合わせていきますということで、ただし、これまでが高かったので、9,000円に引き下げることとなりますので、そういった点で1万1,500円という経過措置を設けさせていただくということで、金額は、この配偶者がいらっしゃるお子様の扶養手当については引き下げられるといったような対応になります。

○教育長 よろしいでしょうか。これまで、1万3,700円もらえていたものが9,000円に下がります。しかし、いきなりは下げられませんから、経過措置として30年度、過去の配偶者がいない場合には1万1,500円と1万3,000円というように経過措置を設けるものです。

○羽原委員 何で扶養手当を下げるのですか。

○教育調整課長 今回の人事委員会勧告では、扶養手当の見直しということで、子についての金額を引き上げることが、ある意味大きな改正内容でございました。ただ、それによって、これまで配偶者のほうが高かった扶養手当が逆転をし、子の扶養手当のほうが高くなりますので、そこに関して、これまで第一子で配偶者がいない御家庭については、配偶者と同じ扶養手当を出していたというものも、これも廃止いたしまして、全て子に対する扶養手当の額に一律合わせていく。ただし、これまでが高かったものですから、そのお子さんに対する扶養手当については、29年度は1万3,700円、配偶者と同じ金額だったものを30年度は経過措置で1万1,500円に引き下げをしますが、それでもまだ、子の扶養手当は30年度は

7,500円ですので、それよりも高い金額になっています。4,000円高いという金額になっています。

そのお子さんについて、1万1,500円、30年度で設定した経過措置を31年度から35年度の間について設けて、最終的には36年度から、子の9,000円に合わせていくということで、激減緩和の対応をとりながら、子に対する扶養手当については一律9,000円という取り組みに改めさせていただくといったような内容になっているものでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。人事委員会勧告に基づいての改正となります。

○羽原委員 わかりました。

○教育長 それでは、第1号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。それでは、第1号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第2号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

○今野委員 3ページの適切な目標設定に対する答えですけれども、「指標とすることは困難と考えます」という日本語の言い方の問題です。何々を指標とすることは困難だということで、「何々を」に当たる部分が文章の中に入っていないと思いますが、どうでしょうか。質問自体がより適切な指標が要るのではないかという問いなので、答えも少し合っていないような気がしますけれども。

○教育支援課長 ただいま委員から御指摘ありましたとおりに、こちらの目標設定の適当でないと評価した理由と、ここを受けた形で指標とすることは困難であると考えているということと記載をしております。内容といたしましては、外部評価委員が評価した理由のほうに書いてございます「効果など、より状況が把握できるような指標が必要ではないか」というこの部分を指標ということで表記をしております。ここの表記については、今回、既にこういった形で掲載しておるものですが、ちょっと修正ができるかどうか、所管課のほうとも調整をさせていただきます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○羽原委員 指標とするという自体を難しいという、僕もそのとおりだと思います。だから、この回答でいいし、また16ページのほうの図書館の取り組みの指標設定も、これもなかなか容易ではない。つまり何でも指標化して数字化してというのは難しいものがある。これははっきり断ったほうがいいと思う。

ただ、3ページの下の効果的・効率的な視点は、内部評価に疑問が残るということを言っ

ていて、教育委員会の答えは、効果的・効率的な指導を行っていきますとなっている。つまり、この内部評価でいいという意味にとれるけれども、何か反省的対応策があるなら、もう少し言葉で逃げないほうがわかりやすいように思いますけれどもね。

○**教育支援課長** ただいま委員から御指摘のありました部分、外部評価委員の評価の理由でございますが、日本語サポート指導の部分につきましては、指標の達成度が低いということで、これまでいわゆる日本語検定という検定を使っておりまして、その中でなかなか漢字圏外のお子さんがこういった検定で十分な達成度、点数を得ることができなかった、また、それによって今後こういった指導をしていくことが必要かといったことが、把握に支障を来しているような部分もあったといったことでございます。

これに対して、日本語サポートにつきましては、これは上の項目と同様でございますが、今後、指標としてこの日本語能力の達成度を文科省が作成いたしました対応型のアセスメント、DLAを使うことによりまして、これまでのペーパーテストよりも、対話型のこういった試験を行うことによりまして、より児童・生徒の実態を正確に把握して、今後それを学校に引き継いでいくことによって、より効果的な指導を行うことができるといったことを考えております。

こういったことによって、今後さらに取り組みを進めていきたいと、そういった趣旨で記載しているものでございます。

○**教育長** 指標の工夫が必要ではないかと言われて、教育委員会として指標を工夫しましたということですよ。だから、指標の工夫が必要だといった意見については同意をする、そして、このように変えましたという文章を1行足したほうがいいかもしれません。少し現場と調整してもらえますか。それでいいですよ。

○**教育支援課長** はい。

○**教育長** それがないと、答えがよくわからないですよ。

○**羽原委員** ところどころね。この評価する、あるいは評価しないという発言に対して、正面から答えていないというか、文章全体を読むと答えているのかなと思うところがあるけれども、やっています、でもいいし、もっと努力します、でもいいけれども、指摘されたことについて正面から答えたほうが、文章表現としてはいいのではないのでしょうか。

○**教育支援課長** そうですね。こちらのこの教育委員会の対応のところであらわしたかったことは、今の教育長と羽原委員のほうからおっしゃっていただいたとおりでございますので、先ほどの上の項目になりますが、今野委員から御指摘いただいたところと踏まえまして、ち

よっと表記について調整をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、第2号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第2号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了します。

◎ 協議1 新宿区教育ビジョン（案）について

○教育長 次に、「協議1 新宿区教育ビジョン（案）について」を議題として、協議をさせていただきます。

事務局からよろしくお願いたします。

○教育調整課長 それでは、新宿区教育ビジョンの策定について御説明いたします。

本日、お手元に御用意しております資料につきましては、昨年10月から11月にかけて実施いたしました教育ビジョン素案に対するパブリックコメントや、区内10カ所の地域センターで開催いたしました地域説明会でいただいた御意見等を踏まえ、今回最終的な成案として御協議させていただくものでございます。内容につきましては、素案からの修正点について、順を追って御説明申し上げます。

なお、文言整理など軽微な修正につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、まず目次のところでございます。

第IV章の後の資料編に、個別事業（平成28年度～29年度）との関連表と、教育ビジョンの策定経過を追記し、110ページ以降にそれらの資料を追加いたしました。

次に、15ページの、（2）の学習指導要領の改訂と教育をめぐる近年の動向のところでございます。

15ページの一番上の丸印、子どもの貧困対策の内容に「子どもの貧困対策に関する大綱」の策定期とその目的、理念に沿った記述を追加しております。

次に、25ページをお開きください。

新宿区が目指す教育の柱3のところでございますが、後ほど第III章の部分で御説明いたします教職員の勤務環境の改善等の修正を受けまして、それに対する形で施策の主な考え方と方向性の丸印の2つ目のところで、区の取り組む内容等を明記しております。

続きまして、37ページをお開きください。

施策2の現状と課題のところですが、実行計画との整合性を図る形で平和に関する啓発の重要性を考慮して、丸印の3つ目のところに平和教育について追記いたしました。また、これに関連して、40ページのところに、個別事業13として平和教育の推進で新たに実行計画事業を記載したものでございます。

なお、個別事業がここで1つふえましたので、これ以降の個別事業につきましては、順次番号を繰り下げております。

次に、41ページをお開きください。

個別事業15、主権者教育等の推進でございますが、ここでは「自治基本条例パンフレット」について、区の活用状況を含め記載を追加したものでございます。

次に、44ページ、個別事業26、スクールカウンセラーの配置ですが、素案では、スクールカウンセラーの派遣という表現となっておりますが、第一次実行計画ではスクールカウンセラーの配置と表記していることから、実行計画との整合性を図り、個別事業名を「配置」と修正しております。

続きまして、52ページをお開きください。柱2のところでございます。

施策4の現状と課題の丸印の3つ目のところ、社会全体で子供たちを育む活動の推進に地域からも多くの協力を得られるよう、地域協働学校の趣旨や取り組みについての情報提供、周知活動を積極的に行うとした課題認識を追記いたしました。

また、あわせて55ページの個別事業33、地域協働学校の充実のところにおきましては、2段落目のまた以降に記載のございました学校運営協議会と地域との連絡会、これにつきましては現状の学校運営協議会との違いがわかりにくいとの御意見もいただきましたので、説明を追記しております。

続きまして、63ページをお開きください。

施策6の現状と課題の丸印の2つ目のところでございますが、ここでは区立図書館の基本方針にもなっている高齢者や障害者などへの対応につきまして、課題認識を追記するとともに、65ページの取り組みの方向性の部分につきましても、対象者を明記したものでございます。

次に、68ページをお開きください。

施策7の現状と課題の丸印の2つ目のところになります。事業は子ども家庭部の所管となりますが、安全に対する課題認識として、現在実施しています「ピーポ110ばんのいえ」の取り組みについて記載し、ページ下に脚注を追加いたしております。

また、69ページ一番上、Jアラートの記述につきましては、29年度の具体的な取り組みに修正したものでございます。

続いて70ページですが、個別事業51、学校安全対策の充実の3段落目のところで、安全用品等の配付を追記し、ページ下に脚注を追加いたしました。これはパブリックコメントで黄色い帽子などの安全用品や防犯啓発冊子などの配付についても書き込むべきではないかとの御意見をいただきましたので、このように追加したものでございます。

次に、71ページの施策8の現状と課題の中で丸印の3つ目のところになります。いじめの認知件数につきましては、素案では平成29年度の実績を載せておりましたが、29年度の結果が出ましたので、直近の数値に時点修正をいたしました。

また、73ページのところなんですけど、ここにございました、さまざまな支援を要する幼児・児童・生徒の記述につきましては、この現状と課題の他の項目のところ具体的な取り組み内容が述べられていることから、全文を削除しております。

続きまして、75ページの取り組みの方向性の特別支援教育の推進のところになります。

特別支援教育の推進の目指すものは、指導や支援の体制整備ではなく、子どもたちの生きる力を育むための学びの保障が目的ではないかとの御意見を頂戴いたしましたことから、内容を記載のとおり修正したものでございます。

続きまして、84ページをお開きください。

施策9でございます。ここの現状と課題の丸印の3つ目のところですが、2段落目で、今回区で実施いたしました区立学校教員の勤務環境の調査の結果につきまして、国の調査結果とほぼ同様の結果であるとの記載にとどまっておりましたが、本来の勤務時間との比較はできないとの御指摘もあったことから、次ページに表8といたしまして、今回の区の調査結果を国の調査結果と比較ができる形で掲載するとともに、注釈の中に正規の勤務時間についての記載をしたものでございます。

次に、87ページの取り組みの方向性の教職員の勤務環境の改善等のところでございます。

素案では具体的な取り組みは示しておりませんでしたけど、パブリックコメント等で教員の勤務環境の改善に向けた具体的な内容の記載を求める意見を頂戴し、また、この間、教員の勤務環境の改善、働き方改革プロジェクトチームを事務局内に設置し、検討を進めている状況なども踏まえまして、ここでは教育委員会として具体的に取り組むことを明確にした上で、あわせて教員の働き方の意識改革についても進めていくといった形で、内容を修正いたしました。

次の教職員の資質・能力の向上のところにおきましては、次ページのところに小学校における英語教育を推進するためには、教員の英語指導力の向上が重要であるとの課題認識について追記をしております。

続きまして、91ページをお開きください。

個別事業72、教員の働き方の意識改革等のところでは、教員の働き方に対する意識改革への具体的な取り組みの記述に加え、取り組みの実効性を担保する仕組みづくりやプロジェクトチームにおける検討など、記載のとおり内容を更新しております。

最後に、92ページになります。

個別事業75、経験と職層に応じた研修の充実です。先ほどの課題認識に立ちまして、新学習指導要領に基づく小学校での英語教育の充実に伴う教員の英語力の向上に向けた具体的な取り組みを追記しております。

以上が、素案からの主な修正点となります。

なお、本日の御協議でいただきました御意見などにつきましては、最終案に反映した上で、次回2月2日の第2回教育委員会定例会に議案として上程し、決定をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、協議1についての協議に入りますけれども、資料のページ数が多くございますので、まず協議の進め方について確認をさせていただきたいと思います。

まず、I章及びII章について協議をし、次に第三章の協議は内容が多いので、3つの柱ごとに協議を進めたいと思います。第四章から資料編までの協議は、その次に行いたいと思います。

全ての章と資料編について協議後、教育ビジョン（案）全体について協議の時間をとるよう進めていきたいと思いますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、第I章及び第II章の協議を行います。

いかがでしょうか。

教育ビジョンの変更点についての資料がありますよね。資料で、何番、何ページまでとご説明いただいたほうが、皆さんもわかりやすいと思います。

○教育調整課長 第Ⅰ章が3ページからスタートしまして、第Ⅱ章の終わりが26ページのところまででございますので、今回のこの変更点の一覧で申し上げますと、目次、それからページ数、左のところでは言いますと、頭から3つ目の25ページのところまでが第Ⅱ章の内容となります。

○教育長 それでは、変更点を含めて何か御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか、第Ⅰ章、第Ⅱ章については。

[発言する者なし]

○教育長 では続きまして、第Ⅲ章の柱1について。柱1はどこまでとなりますか。

○教育調整課長 柱1につきましては、37ページの部分、40ページ、41ページ、44ページまでのところ、4項目が柱1になります。

○教育長 柱1の37、40、41、44のこの4つの項目を修正してございます。この修正点も含めて、何か御意見等ございますでしょうか。

○羽原委員 37ページの平和教育、その具体的に40ページ。平和教育を盛り込んだことは非常にいいことだと思っています。これで一向に構いません。ただ、平和教育の内容ですけれども、ポスター展とか被爆地訪問とか、少しマンネリ化していますね。それ自体をやめて別の取組みをという意味ではなくて、何か平和教育の実質的なことができれば、さらに具体的な対応策を盛り込めればいいなど。

僕は平和教育という一言と、この項目が増えたことは非常にいい。従来のパターンで、これから10年間やるというのではなくて、一、二年のうちには新たな施策というか、何かぜひ考えていただきたいということでもあります。

○教育長 今後の課題ということではよろしいでしょうか。総務課ともまた相談しなければならないです。

○羽原委員 今後のというと、すぐ10年ぐらい経ってしまいますので、なるべく早くという趣旨であります。

○教育支援課長 御意見ありがとうございます。

おっしゃられるとおり、平和のポスター展というのをこちら40ページに記載しておりますが、現在、平和のポスター展をポスター作成だけでなく、その前段階で各項のほうでは、さまざまの工夫を凝らしていただいて、例えば地域のこういった戦争体験をされた方のお話を聞く等、さまざまな平和教育をしていただいているところでございます。

今後ともそういった工夫ができないかということをお学校のほうともよく話し合いながら、平

和教育のほうを推進してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○羽原委員 ぜひ予算要求を含めた措置を期待します。

○教育長 そうですね、はい。

よろしいでしょうか、柱1について。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見なければ、柱2について進めたいと思います。

柱2はどこまでということになりますでしょうか。

○教育調整課長 柱2につきましては、1ページの下の2つ、52ページと55ページの項目、それから裏面にいきまして、2ページ目の上から4つ目の70ページのところの個別事業51のところまでが柱2になります。

○教育長 では、柱2は、52、55、63、68、69、70までということですがけれども、ここについて何か御質問、御意見等あれば。このほかのところについても結構ですがけれども、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 はい。それでは、続きまして柱3でございます。

柱3はどこまでということになりますでしょうか。

○教育調整課長 柱3につきましては、残りの項目全てが柱3のところでございます。

○教育長 では、柱3は最後の92ページまでということになります。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 よろしければ、次に進めさせてもらいます。

次は、第IV章及び資料編についてでございます。今回資料編を追加したということですね。第IV章の部分ですがけれども、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、御意見、御質問を終了させていただきます。

全体を通して何か体裁、発表の仕方等も含めて何か御意見あればいただきたいと思っておりますけれども。事務局として山田次長、ご発言はありますか。

○次長 今回、教育ビジョンについて協議ということで、最終的に先ほど教育調整課長からございましたように、2月2日の教育委員会で御決定をいただければと思っております。

この間、教育委員の先生方にも繰り返し御議論をいただきながら、また、新宿の教育にかかわるということで、現場の校長、副校長、それから先生方、そして保護者、地域、さまざま

まな意見を聞きながら、ここまでという形になってございます。

冒頭のところの「はじめに」にもお示しさせていただいたように、さまざまな教育課題、今後を含めてというところがございます。今後10年を見据えてという教育ビジョンでございまして、ここに書かれたことを事務方としてもしっかり取り組んで、また、策定後、保護者それから先生方にも改めてしっかりと周知といいますか、知っていただくようなそういうところも含めて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

○羽原委員 去年の2月にビジョンの検討に入るということから、ちょうど1年間ですね。本当にあれやらこれやら申しまして、御迷惑をおかけしました。担当の皆さんにおわび方々、お礼を申し上げますと、一言言いたい。

○教育長 ありがとうございます。

他に御意見、御質問がなければ、教育ビジョンの協議を終了させていただきます。

なお、これ以降、2月2日に決定するに当たって、何か特段のことがあれば、また事務局に言ってきていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2月2日第2回定例会で提案するよう進めさせていただきます。

◆ 報告1 平成29年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施結果について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告1について説明を受け、質疑を行います。

○中央図書館長 それでは、平成29年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の結果が出ましたので、御報告をいたします。

「図書館を使った調べる学習コンクール」は、図書館の利用促進、また主体的に調べて、自己解決能力を育成するといったようなことを主眼にして、公益財団法人図書館振興財団が主催しているものでございます。

まず、29年度の結果でございますが、①地域コンクールでございます。

こちらは表側のほうに各区立図書館、そして表頭のほうに参加校、応募数、表彰数でございます。

今年度につきましては、9館合計で42校の参加、これは私立も含まれてございます。応募数は2,710作品、表彰数でございますが、館長賞、優秀賞、奨励賞、これらの受賞作品が273

作品でございます。このうち、館長賞、優秀賞を全国コンクールへと推薦したものでございます。

次に、②全国コンクールでございますが、第21回でございます。括弧内は、前回20回の実績でございます。

まず、全国応募作品総数が9万1,662作品。昨年が7万7,000余でございますので、かなり応募数が伸びてございます。

全国で入賞、これは冠の名称がついた賞でございます。33作品3団体、優良賞が141作品、奨励賞が249作品、佳作が1,209作品、合計1,632作品3団体が表彰されてございます。

このうち、新宿区でございます。新宿区は入賞1作品、優良賞4作品、奨励賞10作品、佳作39作品、合計54作品の結果でございます。

取り組み経過につきましては、記載のとおりでございますが、地域コンクールにつきましては、11月12日に表彰式を行ってございます。全国コンクールの結果発表がこの1月10日であったところでございます。

それでは、2枚目にまいりまして、地域コンクールの参加校・応募数の推移でございます。記載のとおりでございます。

そして、表彰作品でございますが、今回平成29年度、一番下のところでございますけれども、文部科学大臣賞が1名でございます。それから優良賞4名、奨励賞10名、佳作39名でございます。

ちなみに、文部科学大臣賞は、私立海城高等学校の生徒でございます。テーマが「地域型商店街の活性化対策は成功しているのかー販促イベント・宅配事業を例に考えるー」といったものでございます。

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

御質問等あればお願いいたします。

○羽原委員 せつかくなのでお聞きします。中学校の参加率が低いですし、応募作品がない図書館もあります。応募状況は学校別がわかるわけですね。ぜひ校長会などで、数字を示して御協力をと、プレッシャーをかけてほしいなど。応募が増えれば、それだけ関心があるわけです。小学校のほうは一生懸命やっているわけだから、プレッシャーという言葉がよろしくないけれども、僕はプレッシャーがいいと思うけれども、ぜひ認知してもらわないと。学校の先生方にアピールするとか、司書の方にアピールするということが具体的に動かなけれ

ば、世の中進歩がないですよ。

だから、そういう意味で、不参加ではないが、参加の乏しい学校については、少し意識を持ってもらうような働きかけ、言葉だけではなくてね。数字が一番、藤牧館長が好きな指標とか数字で表現するのには、これはもってこいだと思う。ぜひお願いしたい。

○中央図書館長 校園長会でこれの御報告をする際に、各学校別のそういった応募状況をお示しさせていただきたいと考えてございます。

○教育長 ほかに何かございますでしょうか。

私から2点。新宿区からの応募で入賞した作品、奨励賞までもいいと思いますけれども、これをどこかで見ることはできるのでしょうか。

○中央図書館長 ホームページにアップしているのですが、作品名と学校名は今まで掲載しなかったもので、そういったものも掲載するような工夫をしていきたいと思います。

○教育長 作品は見れないのでしょうか。

○中央図書館長 作品は、レプリカをつくりまして、各区立図書館で閲覧できます。

○教育長 今も閲覧できるのでしょうか。

○中央図書館長 現在、レプリカをつくっているところです。それは過年度のものもずっととってありまして、テーマを決めたりとか、どんなものを発表するかとかといったのに役立っています。

○教育長 それは地域館も含めて置いてあると。

○中央図書館長 はい。地域館も含めて置いてあります。

○教育長 それだけのレプリカの数があるのであれば、学校に巡回してもらうとかできると良いですね。

教育指導課長、いかがでしょうか、何か御意見ありますか。

○教育指導課長 各学校にレプリカが巡回することで作品から学び、各学校の取り組みが促進されるのではないかと考えます。

○教育長 ありがとうございます。

他に御意見がなければ、報告1の質疑を終了いたします。

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 はい。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

午後 3時57分閉会